

令和8年 教育職員の給与勧告等の概要

令和8年2月17日
奈良県人事委員会

奈良県人事委員会（委員長：和島美枝子）は、本日（2月17日）、県議会及び知事に対して、教育職員の給与に関する報告及び勧告を行いました。その概要は、以下のとおりです。

I 勧告の概要

令和7年6月「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が公布され、令和8年度より「主務教諭」の職を設置できることとなった。

本県教育委員会において令和8年度より新たに「主務教諭」の職を設置する方針が決定されたことに伴い、その職に見合った適切な処遇を確保するため、新たな級を創設し、教育職給料表の改定を勧告。

II 改定の実施時期

令和8年4月1日

【参考】

《主務教諭の職務》

主務教諭・・・児童生徒の教育をつかさどり、及び命を受けて学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う

《教育職給料表の改定内容》

教育職給料表(二)・・・高等学校、特別支援学校等

教育職給料表(三)・・・小学校、中学校等

職務の級	標準的な職務
4級	校長
3級	副校長・教頭
特2級	主幹教諭
2級	教諭
1級	講師



職務の級	標準的な職務
6級	校長
5級	副校長・教頭
4級	主幹教諭
3級	<u>主務教諭</u>
2級	教諭
1級	講師

※「主務教諭」以外の給料月額に変更なし
※「標準的な職務」は代表例